

## 基準設定の類型

	従うべき基準	標準	参酌すべき基準
法的効果	「従うべき基準」とは、必ず適合しなければならない基準	「標準」とは、通常よるべき基準	「参酌すべき基準」とは、十分参照しなければならない基準
	条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない。	条例の内容は、法令の「標準」を標準とする範囲内でなければならない。	条例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参照した上で判断しなければならない。
異なるものを定めることの許容の程度	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容	法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることは許容	法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容